# 亀山市景観形成基準チェックシート

「事前相談」及び「届出書(通知書)」に必要な添付書類(景観法施行規則又は亀山市景観規則)として、本チェックシートを提出してください。(該当する行為の種類ごとに、良好な景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。)

届出者の氏名	
行為の場所	亀山市

#### (1) 行為の場所について、該当するものに■チェックをして必要な部分を記入して下さい。

景観計画区域	■ 景観重点地区				
の区分		■ 百六里庭-関宿眺望景観重点地区			
		要素	具体的な資源名等を記入		
	自然	□ 山•緑地			
		□農地			
		□ 河川			
		□ 街道·歴史的町並み			
周辺や背景に	文化	□ 文化財・社寺			
みられる景観		□ 集落			
※該当するもの 全てにチェック		□ 住宅地・住宅団地			
		□ 商業地			
		□ 工業地			
		□ 道路			
		□ 鉄道・駅			
	その他				
		要素	具体的な視点場名等を記入		
	□ 公園				
行為地付近の 主要な視点場	□ 展望台	ì			
※該当するもの	□橋				
全てにチェック	□ 道路				
	□ その他	)			

※主要な視点場の箇所については、亀山市眺望マップからご覧になれますのでご活用ください。

# (2)計画の内容において行為地の地域に適用する景観形成基準を確認し該当するものに**■**チェックをして、 良好な景観の形成のために配慮又は工夫した内容を記入して下さい。

# 【建築物・工作物】

項	目	景観形成基準	チェック 欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
		○高さは、敷地地盤面から 15m以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあっては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ 15m を超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15m を超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。(解説書 P64 参照)			
		○周辺景観との連続性及び一体感に配慮し た配置及び規模とすること。			
	配置·規模	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配 慮した配置及び規模とすること。 (解説書 P28 参照)			
配置・	模	・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。(解説書 P29 参照)			
規模		・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。(解説書 P30 参照)			
		・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並み や集落、文化財、地域のシンボル等の景観資 産に近接する場合は、その保全に配慮した配 置及び規模とすること。(解説書P31参照)			
		○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は 周辺の壁面との調和に配慮すること。			
	壁面の位置	・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。(解説書 P32 参照)			
		・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている 地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配 慮した配置とすること。(解説書 P33 参照)			
		○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまと まりのある形態及び意匠とすること。			
<b>T</b>	<b>T</b>	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、 主要な視点場からの眺望を妨げないよう配 慮した形態及び外観とすること。 (解説書P34参照)			
形態・意匠	態・	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。(解説書 P35 参照)・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑			
		にならないように建築物本体との調和を図ること。(解説書P36参照)			

項	頁目 景観形成基準		チェ ック 欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
	形態 - 意同	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。(解説書P37参照)・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。(解説書P38参照)			
	匠	・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。 (解説書 P39 参照)			
π.		<ul><li>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の 調和に配慮すること。</li><li>・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着い</li></ul>	•		
形態・意匠 任業	色彩	たものとし、眺望できる範囲については別表 1、それ以外については別表2のとおりとす ること。ただし、着色していない木材、土壁、 無彩色のガラスなどの材料によって仕上げ られる部分の色彩又は見付面積の20分の 1未満の範囲内でアクセント色として着色 される部分の色彩については、この限りでな い。(解説書 P65 参照)	•		
		<ul><li>・アクセント色を使用する場合は、使用する色 彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫 すること。(解説書 P44 参照)</li></ul>			
茅木	素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。  ・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。  (解説書 P45 参照)	•		
		○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。			
外 構 •		・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。(解説書 P46 参照)	•		
	片	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和ら げるよう樹種、樹高に配慮すること。 (解説書 P47 参照)			
• 緑 化		・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。(解説書 P48 参照)			
		○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、 連続性に配慮すること。 <b>(解説書 P49 参照)</b>	•		

#### (建築物、工作物 / 重点地区(百六里庭-関宿眺望景観重点地区))

項目	景観形成基準	チェック 欄	配慮又は工夫した内容	適否 市記入欄
外構 · 緑化	○屋外駐車場は、できる限り緑化するととも に、安全上支障のない範囲において出入口 を限定し、生垣等により道路から直接見通 せないよう配慮すること。(解説書P50参照)			
その他	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱 しないようにし、周辺の状況に応じて照明 方法等を工夫すること。(解説書 P51 参照)			

# (3)アクセント色使用部分等の面積(アクセント色を使用している場合のみ記入)

対	象事項	アクセント部分の面積	見付面積	見付面積×1/20
	東側立面	$m^2$	$m^2$	m²
アクセント色	西側立面	m²	m²	m²
使用部分等の 面積	南側立面	m²	$m^2$	m²
, Ш	北側立面	m²	m²	m²

# ~別表(マンセル値による色彩制限)~

別表 1			
対象	色相	明度	彩度
	0R~10R	6以下	4以下
		7以下	3以下
外壁基調色	0.1YR~2.5Y	7以下	4以下
	2.6Y~10Y	7以下	3以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)
屋根色	_	7以下	無彩色

#### 別表2

対象	色相	明度	彩度
	0R~2.5Y	7以下	6以下
		_	3以下
│ │ 外壁基調色	2.6Y~10Y	7以下	4以下
77. 空基铜巴		8以下	3以下
		_	2以下
	その他	_	2以下(無彩色を含む)
	0R~2.5Y	7以下	6以下
屋根色	2.6Y~10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)